

少年司法

1少年法「改正」について

2021（令和3）年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という）が可決成立し、2022（令和4）年4月1日から施行されている。

本改正法では、20歳未満の者を少年法の適用対象である「少年」と位置付けているが、18歳及び19歳の者を「特定少年」とし、これに対する特例を定め、17歳以下の者とは異なる取り扱いをすることとした。

具体的には、18歳及び19歳の「特定少年」について、①原則として逆送決定がされる対象事件を、死刑、無期または短期1年以上の懲役・禁錮にあたる罪の事件に拡大したこと、②保護処分は、「犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲において」しなければならないとしたこと、③ぐ犯を適用対象から外したこと、④逆送により公判請求された場合に、推知報道禁止が解除されること、⑤不定期刑、資格制限の特例規定が適用されないことなどが挙げられる。

2本改正法の問題点について

本改正法の問題点は以下のとおりである。

上記（1）①について、対象事件を拡大することは、家庭裁判所において心身鑑別や調査官調査等によるきめこまやかな対応を行い、少年の立ち直りを図る改正前少年法の趣旨を没却するものである。この点、家庭裁判所が逆送を判断するにあたっては、適正な事実認定に基づき、犯情の軽重や要保護性を十分に考慮した運用をすることで、安易な逆送を抑えることは可能とも考えられている。しかし、原則逆送の対象事件が拡大する以上、逆送される可能性が高くなることは否定できず、個々の運用に委ねることには限界がある。

上記（1）②について、特定少年に「犯情の軽重」を考慮するという規定がされたことにより、従前に比べ、「犯情の軽重」が重視され、その結果、少年の更生を妨げるおそれがある。この点、保護処分の決定にあたっては、「犯情の軽重」は責任の上限を画するものにすぎず、その範囲内で、少年の要保護性に応じた適切な処分を選択する運用をすることで、従前と同様の実務運用が可能とも考えられている。しかし、これについても、特定少年に限り、あえて条文上明記された以上、犯情の軽重を重視する可能性が高くなることは否定できず、個々の運用に委ねることには限界がある。

上記（1）③について、ぐ犯を対象としないことは、罪を犯していないが将来的に罪を犯すおそれなどがある者について、適切な時期に必要な処遇や働きかけを受けられなくなり、更生の機会が失われるおそれがある。この点、18歳及び19歳のぐ犯少年に対し、改正前少年法と同様、適切な保護、支援を行うための施策の推進を図ることが予定されているようであるが、少なくとも、現時点では、具体的な法制度の整備はなされていない。

上記（1）④について、推知報道の解禁は、18歳及び19歳の者の社会復帰を極めて困難にするものである。インターネットの普及により、一度公開された情報は拡散され、半永久的に残存してしまうこと、公判請求がされたとしても家庭裁判所に移送され保護処分となる可能性もあることから、本改正法は、18歳及び19歳の少年の健全な育成及び更生の妨げになる可能性が極めて高い。

上記（1）⑤について、不定期刑や資格制限の特例が適用されることは、18歳及び19歳の少年の更生を妨げ、社会復帰の機会を奪い、再犯の可能性を高めるおそれがある。この点、18歳及び19歳の社会復帰の促進を図るために、法改正を含めた必要な措置を講じることが予定されているようであるが、これについても、現時点では、具体的な措置はなされていない。

3改正後の状況について

令和6年版犯罪白書によると、一般保護事件及び道路交通保護事件の家庭裁判所の新規受理人員は、いずれも、近年減少傾向にあったが、令和5年は増加したことである。また、原則逆送事件の終局処理人員は、従前減少傾向にあったものの、原則逆送事件の対象が拡大した令和4年以降増加に転じており、令和5年には大幅に増加（前年比102人増）した。さらに、令和5年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を処理区分別及び特定少年・特定少年以外の少年別に見ると、特定少年は検察官送致（刑事処分相当）65人、保護処分83人、その他10人である一方、特定少

年以外の少年は保護処分2人であった。なお、令和4年と比較すると特定少年のうち、検察官送致となった割合は前年より低下した一方で、保護処分となった者の割合は前年より上昇した。

現時点では、改正がいかなる影響を与えたかは明確ではないとされているが、改正の影響については今後も注視していく必要がある。また、少なくとも、改正後、特定少年の原則逆送事件が増加していることから、個々の事件において家庭裁判所による適切な判断がなされているかも注視していく必要がある。

4今後の対応について

そもそも、刑法犯少年は、年々減少傾向にあり、改正前少年法は有効に機能していた。それにもかかわらず、このような改正を行ったことは、少年法の目的である少年の「健全な育成」（少年法1条）を妨げ、18歳及び19歳の少年の更生を阻害することとなりかねない。

本改正法は、18歳及び19歳の者についての健全な育成を妨げ、少年法の目的を損なう可能性のある重大な問題があることから、速やかな見直しを行うべきである。

また、本改正法の下においても、18歳及び19歳の者に対して、少年法の目的に合致した運用がなされるよう政府等に求めていくべきであるとともに、弁護人・付添人が少年法の目的に沿った充実した活動ができるよう、体制整備等を強化していく必要がある。

以上